

小坂町有機農業推進助成事業

町が目指す資源循環型社会構築の一環として、有機農業を推進するとともに、農業振興及び農業経営の安定化を図ることを目的に、平成25年度から「小坂町有機農業推進助成事業」を実施しています。

小坂町産の良質な有機堆肥を活用しましょう。

補助対象品目

秋田県特別栽培認証制度に定められた認証(特別栽培農産物)を受け、かづの農業協同組合が指定した品目(米、トマト、きゅうり、アスパラガス、枝豆)。

なお、認証や補助金申請の取りまとめは、かづの農協が窓口となっています。

交付対象者

補助対象品目を自ら生産し出荷する、小坂町内に住所を有する農業者(※環境保全型農業直接支払交付金を申請している農地は対象外)

補助金額

認証申請に対する補助 1,000円/1人当たり
畑作物に対する補助 10,000円/10a当たり
米に対する補助 3,000円/10a当たり

鳥獣被害対策に関する補助制度のお知らせ

◎狩猟免許等取得費補助制度◎

新規で狩猟免許や鉄砲所持許可証など取得する費用の一部を助成します。

助成率 9/10 [上限10万円]

◎鳥獣被害防止対策事業補助制度◎

有害鳥獣による農作物被害を防止する設備導入の一部を助成します。

助成率 1/2 [上限20万円・1セット/1人]

戦略作物等作付現地確認

経営所得安定対策等交付金等の対象面積の確定のため、作付現地確認を実施しています。

令和3年度は1回目の確認を6月中旬、2回目を9月中旬頃に予定しています。

対象となる農家には、事前に確認票を送付しますので、確認作業へのご協力をお願いします。

小坂町自伐型私有林整備補助事業のお知らせ

適切に管理された山林は災害防止等で効果を発揮する一方で、造林後に放置されて荒廃してしまった人工林は土砂崩れ等の原因となることがあることから、所有者は山林を適切に管理しなければなりません。

しかし、造林した山林の管理は費用負担が大きいことから、適切に管理できない方が多く、地域の安全を脅かす懸念があります。

町では、所有者の自己管理を推進する目的で、**所有する人工林を自ら整備する方**に対し、その経費の一部を補助します。

※国庫補助事業に該当しない場合に限りです

●補助対象 ▽下刈り ▽枝打ち

▽除採 ▽保育間伐

●補助対象者 ▽町内の私有林(造林した山林に限る)の所有者

▽所有者から委託を受けた団体等

●助成率 ▽事業費(消費税を除く)の68%以内

農作業標準労働賃金表

令和3年4月1日より(消費税込み) 小坂町農業委員会

作業名	区分	単位	賃金	備考
水田耕起	整理田	10a	4,600	
	未整理田		5,200	
代かき	整理田	10a	5,200	
	未整理田		5,700	
畦塗り		100m	4,300	10株間隔に1本の割合
溝切り		10a	1,000	
箱苗代金	仕上げ苗	1箱	750	
	芽だし苗		390	
肥料散布		10a	1,030	2種類まで、3種類以上は500円増し
動力散布		10a	1,030	
動力噴霧		10a	1,500	スプレイヤー等
ラジコンヘリコプター		10a	1,100	
機械田植え	整理田	10a	5,200	苗なし、補助員なし
	未整理田		5,700	
機械田植え(側条施肥)	整理田	10a	6,200	〃
	未整理田		6,700	
直播き播種(側条施肥)	整理田	10a	4,500	〃
田一般作業		8時間	6,400	稲手刈り、除草、薬剤散布
畑耕起	平うち	10a	3,800	平うち含めず
	畝立て		2,100	
畑深耕	ロータリー	10a	18,400	
	プラウ		10,500	
マルチング		100m	1,100	
畑一般作業		8時間	6,400	春～秋作業
コンバイン	整理田	10a	16,000	結束ひも実費、倒伏割増、運搬別払刈り取り
	未整理田		17,000	
	ソバ・菜種・大豆		9,000	
ハーベスタ	ハサ掛け	10a	5,000	生は2,000円増
	生刎		1,450	
もみ乾燥		60kg	570	17%基準、1%増すごとに250円加算
	半乾刎		570	
もみ摺り		60kg	550	運搬含まず
色彩選別機通過		60kg	700	
色彩選別機		60kg	700	
精米	うるち	60kg	800	
	もち		1,000	
稲わら		10a	4,100	
ロール梱包	1梱包 20kg	10a	4,100	
果樹	摘果、袋かけ、収穫	8時間	6,400	

※この料金はあくまで「標準的な額」を示したもので、実際の作業料金は地域の実情や作業条件等を勘案し、当事者間で調整をして決めてください。

※1日8時間労働とし、超過時間は別払いとします。(秋田県最低賃金が792円/1h)

※5アール未満の区画圃場は未整理田とします。 ※交通費は、実費払いとします。

※秋田県最低賃金の改定が予想されますので、基準日時点での「標準的な金額」となります。

■お問い合わせ先 観光産業課農林班 (TEL29-3912)